

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	兵庫県小野市

小野市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名	小野市地域振興部産業創造課
所在地	兵庫県小野市中島町 531
電話番号	0794-63-1928
F A X 番号	0794-63-2614
メールアドレス	sangyo@city.ono.hyogo.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・ニホンジカ・アライグマ・ヌートリア
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	小野市全域

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積(ha)	金額(千円)
イノシシ	水稻	2.99	3,796
アライグマ	野菜	0.06	372

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

○イノシシ

主に森林周辺の田畑で水稻を食害するとともに踏み荒らされるなどの被害が発生している。また、ミミズ等を食べるために田畑の畦畔や公園の芝、池の堤体等を掘り起こすなど農作物以外へ被害を及ぼす事例も多発している。被害地域については、森林を有する集落全般へと拡大する傾向にある。

○ニホンジカ

平成26年度に河合地区において、兵庫県森林動物研究センター等とともに生息状況調査を行った結果、ニホンジカの生息が確認された。防護柵等の整備が進んでいる加西市方面より侵入していると予想される。現在、被害は報告されていないが、今後、生息域が拡大し水稻等の被害が発する恐れがある。

○アライグマ

平成16年頃より生息が確認され、その後急速に生息域が広がり、被害が市内全域に及んでいる。すいか、いちご等の野菜、果樹を中心に農作物の食害が年間を通して発生している。また、家屋に侵入したアライグマが、天井裏に棲みつく等の被害が多発している。捕獲頭数は増加の一途を辿っており、更なる被害増加が予想される。

○ヌートリア
 主に河川、ため池付近の田畑で、ニンジン等の野菜の食害、池の堤防に巣穴をあける等被害が発生している。

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
 2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)
イノシシ	2.99	3,796	2.1	2,657
アライグマ	0.06	372	0.04	260

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
 2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>○イノシシ</p> <p>【捕獲体制】 (一社)兵庫県猟友会小野支部(以下「猟友会」という)及び(一社)小野狩猟倶楽部(以下「小野狩猟倶楽部」という)と委託契約を行い、有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲要望に基づき、捕獲活動等を実施している。</p> <p>【捕獲機材】 イノシシについては、主にくり罠及び箱わなを使用している。銃器については、止め刺しに限り使用している。</p> <p>【処理方法】 埋設又は焼却処分を行っている。</p>	<p>○イノシシ</p> <p>捕獲数は増加傾向にあり、被害は拡大している。また、イノシシの行動範囲が広いため、被害エリアを絞り込むことが難しく、罠の設置する場所の特定が困難である。捕獲者の高齢化も進んでおり、捕獲圧の低下が予想される。</p>

	<p>○アライグマ・ヌートリア</p> <p>【捕獲体制】 外来生物法に基づき、「小野市アライグマ等防除実施計画」を平成22年度に策定し、猟友会等を中心とした捕獲体制により捕獲活動を実施している。</p> <p>【捕獲機材】 国庫補助事業を活用し、箱わなを購入している。箱わなは、捕獲隊で活用している。</p> <p>【処理方法】 炭酸ガスによる安楽死のうえ、焼却処分を行っている。</p>	<p>○アライグマ</p> <p>捕獲数が増加しており、令和2年度は約300頭が捕獲された。しかし、農作物や住居に対する被害は減っておらず、引き続き捕獲していく必要がある。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>国庫補助事業を活用し、被害状況、設置要望に基づいて防護柵の設置を行っている。</p> <p>【設置・管理】 各自治会で設置・管理を行っている。</p>	<p>令和3年度より国庫補助事業の要領が改正され、防錆処理と地際対策が必須となった。そのため、柵の購入費用が増大している一方、予算の増額はあまり見込めないため、柵の設置距離が短くなる可能性がある。</p>

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>○捕獲体制の強化</p> <p>猟友会及び小野狩猟倶楽部と委託契約を行い、有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲活動を実施する。また、箱わな等捕獲機材を増設することにより、捕獲体制の強化を図る。一斉に捕獲活動を行ったほうが効果的な場合は、近隣市の捕獲隊と連携して捕獲活動を実施する。さらに、狩猟免許取得に係る経費を市が補助し、広報誌、HP等でPRすることにより、捕獲隊員の増員を図る。また、県が三木市吉川町で整備を進める「兵庫県立総合射撃場(仮称)」において、銃猟及びわな猟による捕獲従事者の育成確保や捕獲技術の向上に努める。</p>

○防護柵の設置

県、市、集落、地域住民等が連携し、被害地域において、加害する鳥獣の習性、防除効率、経費とのバランスを考慮しつつ、効果的な防護柵の設置を行う。なお、防護柵の設置に当たっては、国庫補助事業や県単独事業、市単独事業などの各種助成制度などを活用し、集落単位での取り組みを進めていく。

○獣害に強い集落環境づくり

市や集落、地域住民による耕作放棄地や里山の整備などと併せ、ゴミや農作物を放棄しないなど地域での取り組みを徹底することにより、野生鳥獣が近寄りにくい集落環境づくりに努める。

また、集落や地域住民による有害鳥獣の捕獲を推進し、地域と一体となった被害対策を進める。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【イノシシ・ニホンジカ】

猟友会及び小野狩猟倶楽部と有害鳥獣捕獲業務委託契約を行い、有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲要望に基づき、市・地域住民の連携により捕獲活動を実施する。

【アライグマ・ヌートリア】

猟友会等と特定外来生物捕獲業務委託契約を行い、「小野市アライグマ等防除実施計画」に基づく捕獲班を編成し、市・地域住民の連携により捕獲活動を実施する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容	
令和 4～6 年度	イノシシ ニホンジカ	【捕獲機材の導入】 箱わなを増設する。 生息状況等を把握するため、カメラ等を導入する。	【担い手の育成・確保】 狩猟免許取得に係る経費を助成し、捕獲隊員の確保を図る。また、HP、広報誌等で狩猟免許取得を呼び掛け、確保を図る。
令和 4～6 年度	アライグマ ヌートリア	【捕獲機材の導入】 小型獣用箱罠を増設する。	、広報誌等で狩猟免許取得を呼び掛け、確保を図る。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○イノシシ</p> <p>被害エリアが市内全域に拡大し、被害を及ぼしている。捕獲頭数については、新たに小野狩猟倶楽部が有害捕獲に加わったこともあり、令和2年度の捕獲頭数が101頭と前年の倍以上となっている。令和3年度の捕獲頭数が約90頭程度と前年同数並となっているため、捕獲計画数を令和2年度の捕獲数の110%程度の110頭/年とした。</p>
<p>○ニホンジカ</p> <p>ニホンジカによる被害報告は、現状ない。しかし、令和元年において1頭捕獲していることから、今後被害が発生する恐れがある。生息数は不明であるが、平成26年度に河合地区において、兵庫県森林動物研究センター等とともに生息状況調査を行った結果、ニホンジカの生息が確認されているため、捕獲計画数を3頭/年とした。</p>
<p>○アライグマ</p> <p>平成30年から令和2年までの平均で240頭捕獲している。特に令和2年度の捕獲頭数が310頭と多く、平成30年：203頭、令和元年：207頭と比較すると約1.5倍近く捕獲している。令和3年度の捕獲頭数は400頭近くになると見込まれており、生息数は増加していると考えられる。</p> <p>アライグマの根絶を目指すため、可能な限り捕獲することとし、捕獲計画数は令和3年度の捕獲頭数を参考に400頭/年とした。</p>
<p>○ヌートリア</p> <p>平成30年度から令和2年度までの平均捕獲数が約7.6頭である。アライグマと比較すると捕獲数は少ないが、河川や畦畔を掘り返される可能性があるため、可能な限り捕獲することとし、計画頭数は前回計画と同数の20頭/年とした</p>

(参考) 有害鳥獣及び特定外来生物捕獲頭数

対象鳥獣	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	平均捕獲数
イノシシ	34	40	101	58.6
シカ	0	1	0	0.3
アライグマ	203	207	310	240
ヌートリア	2	9	12	7.6

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
イノシシ	110	110	110
シカ	3	3	3
アライグマ	300 頭以上 可能な限り	300 頭以上 可能な限り	300 頭以上 可能な限り
ヌートリア	20 頭以上 可能な限り	20 頭以上 可能な限り	20 頭以上 可能な限り

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
<p>○イノシシ・ニホンジカ 被害集落からの要望、過去に捕獲した場所や被害場所を考慮して、罠を設置する。また、防護柵の設置を進め、鳥獣の行動範囲を限定させることで、効果的な捕獲を行う。</p> <p>○アライグマ・ヌートリア 冬期はアライグマが半冬眠するため出没数は落ちるものの、市街地・郊外を問わず、市内各地に出没している。よって、市内全域において通年で箱わなによる捕獲を実施する。</p>

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵 (H=1.2m L=2m) 設置延長 18,600m	ワイヤーメッシュ柵 (H=1.2m L=2m) 設置延長 20,000m	ワイヤーメッシュ柵 (H=1.2m L=2m) 設置延長 20,000m

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4~6年度	イノシシ ニホンジカ アライグマ ヌートリア	設置した侵入防護柵の管理については、地元農会で適切に行う。未設置の地域については、国県等の事業紹介、調整に努め、事業を実施する。 鳥獣の隠れ場所となる周辺林地や耕作放棄田の刈り払い、ゴミや農作物を放棄しない、放任果樹の除去などの地域での取り組みに関して市が集落に指導し、徹底させることにより、野生鳥獣が近寄りにくい集落環境づくりに努める。

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制

--

- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

適切な処理施設での焼却処分または適切な埋設処分を行う。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

--

- (注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
 2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	小野市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
小野市	協議会の運営全般
(一社)兵庫県猟友会小野支部	捕獲に関する指導及び実施
農会長会	被害状況の把握、捕獲協力
小野市農業委員会	被害状況の把握
兵庫県農業共済組合	被害状況の把握、被害への補償対応
兵庫県加東農林振興事務所	捕獲に対する技術的助言及び助成

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
兵庫県加西農業改良普及センター	農作物被害の防除に対する技術的助言
兵庫県森林動物研究センター	有害鳥獣の生態等についての情報提供
兵庫みらい農業協同組合	農作物被害の防除に対する技術的助言

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

小野市地域振興部産業創造課職員 7名

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

当該計画の対象鳥獣以外の鳥獣による被害が多発するなど、当該計画が新たな状況に対応できなくなった場合は、関係機関と協議して計画を見直し、効果的な対策の実施に努める。

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

協議会、関係機関が連携して情報の共有化と防止対策の普及啓発を行う。また、協議会構成員、関係機関職員、地域住民の研修に努め、捕獲活動の方法や住民への安全性の確保を行うための知識や技術の向上を図る。

野生イノシシの豚熱(CSF)が県内で拡大していることから、侵入を防止するため「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、捕獲者に対して、靴底や車両への消毒の実施など感染拡大防止を注意喚起していく。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。